
水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、水道水への放射性物質汚染が確認されたため、厚生労働省は3月に摂取制限に関する指標値を超過した場合の対応、4月には水道水中の放射性物質のモニタリング方針について関係機関に通知した。神奈川県においては、事故後しばらく検出下限を超える数値を示していたが、その後原発からの放射量が減少したことにより検出下限未満で推移している。

水道事業者や簡易水道などの設置者は、水道法の規定により定期および臨時の水質検査を行うこととなっている。水質検査は原則として自己検査施設で行うこととなっているが、小規模で検査施設を持たない場合は、登録検査機関などに委託して行うことが認められており、水道事業者などの8割程度が検査機関に委託している。委託先を選定する際、検査料金を重視することが多いため、著しく低廉な価格で受託する検査機関が出現している。このような状況では水質検査の信頼性を確保することが困難と考えられることから、厚生労働省は検査機関に対する指導の強化を柱とする水道法施行規則の改正を、平成23年度中に行う予定である。

結 果

平成22年度の実施数は一般試験1,898件、精密試験724件、その他887件、総数は3,509件であった。検査項目別に検査結果をみると、ヒ素、マンガ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉄、アルミニウム、色度、2-メチルイソボルネオールの不適合率が1%を超えている。次いで一般細菌、臭気、塩素酸、濁度、pH値の不適合率が高かった。これら不適合となった試料の多くは飲用井戸水であった。水道水では、配管の老朽化が原因とされる鉄および色度の不適合が多い傾向にあった。また、船舶水ではpH値が不適合となる例が多かった。

プール水は211件中16件が不適合であった。昨年度と同様に残留塩素、一般細菌および濁度が不適合となっており、滅菌剤の注入量や、ろ過装置の性能低下が原因と考えられた。

排水試験は金属22件を実施した。

簡易専用水道検査等

動 向

簡易専用水道検査は厚生労働大臣の登録検査機関となり、7年が経過した。この間神奈川県を検査区域とした検査機関は7機関から15機関と増加した。横浜市は昨年7月に水道局と健康福祉局が連携し、受水槽を経由しない高置水槽直送方式を導入した。また、3月には東北地方太平洋沖地震が発生し、輪番停電等により検査実施が遅れる等の影響もあった。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は2,660件で、前年度より46件減少し、実施率98.3%であった。このうち、横浜市内では2,520件で、鶴見、神奈川等の旧指定区域では年々減少し、平成20年度と比較すると182件の減少となっている。減少の主な要因は、直結給水方式に伴う受水槽の廃止、低価格の検査機関への移行などである。一方、横浜市を除いた川崎市や神奈川県域の検査状況は、毎年微増傾向が続いている。

検査結果は、実施数2,660件のうち、良好施設2,401件(90.3%)、残り259件が不適合施設であり、このうち109件が行政指導の必要な施設となっている。受水槽の有効容量区分別の不適合施設では有意差は認められない。

不適合内容は受水槽の本体の状態、周囲の状態、内部の状態の順となっている。項目別では、建築基準法制定以前の地下式受水槽施設のうち、槽内全体の確認が困難な施設が最も多く、水質検査では緊急対応が必要な残留塩素不検出が4施設見られた。

一方、小規模受水槽水道検査は187件で、前年度より29件の増加であり、不適合内容は簡易専用水道検査と同様な傾向となっている。

関係の集計表は140頁に掲載
